

鬼監発第18号
令和7年6月3日

鬼北町議会議長 芝 照雄 様
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 程内 覺

定期監査の実施結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに鬼北町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに鬼北町監査基準第14条第1項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査、行政監査）
- 2 監査の実施日 令和7年5月30日
- 3 監査の実施場所 鬼北町役場日吉支所
- 4 監査の対象 日吉支所（令和6年度）
- 5 監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。
- 6 監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。
- 7 監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第23号
令和7年6月17日

鬼北町議会議長 芝 照雄 様
鬼北町長 兵頭 誠亀 様
鬼北町農業委員会会長 谷口 雄記 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 程内 覺

定期監査の実施結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに鬼北町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに鬼北町監査基準第14条第1項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査、行政監査）
- 2 監査の実施日 令和7年6月11日
- 3 監査の実施場所 鬼北町役場本庁3階 委員会室1
- 4 監査の対象 農業委員会及び農林課（森林対策室を含む）（令和6年度）
- 5 監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。
- 6 監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。
- 7 監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第24号
令和7年6月17日

鬼北町議会議長 芝 照雄 様
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 程内 覺

定期監査の実施結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに鬼北町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに鬼北町監査基準第14条第1項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査、行政監査）
- 2 監査の実施日 令和7年6月13日
- 3 監査の実施場所 鬼北町役場本庁3階 委員会室1
- 4 監査の対象 企画振興課（令和6年度）
- 5 監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。
- 6 監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。
- 7 監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第30号
令和7年6月23日

鬼北町議会議長 芝 照雄 様
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 程内 覺

定期監査の実施結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに鬼北町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに鬼北町監査基準第14条第1項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査、行政監査）
- 2 監査の実施日 令和7年6月18日
- 3 監査の実施場所 鬼北町役場本庁3階 委員会室1
- 4 監査の対象 建設課（令和6年度）
- 5 監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。
- 6 監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。
- 7 監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第32号
令和7年7月8日

鬼北町議会議長 芝 照雄 様
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 程内 覺

定期監査の実施結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに鬼北町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに鬼北町監査基準第14条第1項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査、行政監査）
- 2 監査の実施日 令和7年7月3日
- 3 監査の実施場所 鬼北町役場本庁3階 委員会室1
- 4 監査の対象 町民生活課（税務）（令和6年度）
- 5 監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。
- 6 監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。
- 7 監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第36号
令和7年7月14日

鬼北町議会議長 芝 照雄 様
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 程内 覺

定期監査の実施結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに鬼北町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに鬼北町監査基準第14条第1項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査、行政監査）
- 2 監査の実施日 令和7年7月9日
- 3 監査の実施場所 鬼北町役場本庁3階 委員会室1
- 4 監査の対象 保健介護課（令和6年度）
- 5 監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。
- 6 監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。
- 7 監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第38号
令和7年7月22日

鬼北町議会議長 芝 照雄 様
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 程内 覺

定期監査の実施結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに鬼北町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに鬼北町監査基準第14条第1項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査、行政監査）
- 2 監査の実施日 令和7年7月16日
- 3 監査の実施場所 鬼北町役場本庁3階 委員会室1
- 4 監査の対象 環境保全課（令和6年度）
- 5 監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。
- 6 監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。
- 7 監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第44号
令和7年7月29日

鬼北町議会議長 芝 照雄 様
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 程内 覺

定期監査の実施結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに鬼北町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに鬼北町監査基準第14条第1項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査、行政監査）
- 2 監査の実施日 令和7年7月24日
- 3 監査の実施場所 鬼北町役場本庁3階 委員会室1
- 4 監査の対象 水道課（令和6年度）
- 5 監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。
- 6 監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。
- 7 監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼北町議会議長 芝 照雄 様
鬼北町長 兵頭 誠亀 様
鬼北町教育委員会教育長 行定 洋嗣 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 程内 覺

定期監査の実施結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに鬼北町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに鬼北町監査基準第14条第1項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

1 監査の種類 定期監査（財務監査、行政監査）

2 監査の実施日、場所及び対象

実施日	場所及び対象（令和7年度）
10月23日	三島小学校、泉小学校、愛治小学校、好藤小学校
10月29日	広見中学校、近永小学校、学校給食センター
10月30日	日吉小学校、日吉中学校、学校給食共同調理場

3 監査の着眼点

「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。

4 監査の実施内容

監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

5 監査の結果

監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第70号
令和7年11月11日

鬼北町議会議長 芝 照雄 様
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 程内 覺

定期監査の実施結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに鬼北町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに鬼北町監査基準第14条第1項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査、行政監査）
- 2 監査の実施日 令和7年11月7日
- 3 監査の実施場所 鬼北町役場本庁3階 委員会室1
- 4 監査の対象 総務財政課（令和7年度）
- 5 監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。
- 6 監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。
- 7 監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第76号
令和7年12月2日

鬼北町議会議長 芝 照雄 様
鬼北町長 兵頭 誠亀 様
鬼北町教育委員会教育長 行定 洋嗣 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 程内 覺

定期監査の実施結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに鬼北町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに鬼北町監査基準第14条第1項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査、行政監査）
- 2 監査の実施日 令和7年11月27日
- 3 監査の実施場所 鬼北町役場本庁3階 委員会室1
- 4 監査の対象 教育課（令和7年度）
- 5 監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。
- 6 監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。
- 7 監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第77号
令和7年12月9日

鬼北町議会議長 芝 照雄 様
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 程内 覺

定期監査の実施結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに鬼北町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに鬼北町監査基準第14条第1項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査、行政監査）
- 2 監査の実施日 令和7年12月4日
- 3 監査の実施場所 愛治診療所、三島診療所及び日吉診療所
- 4 監査の対象 診療所（愛治診療所、小倉診療所、三島診療所及び日吉診療所）
（令和7年度）
- 5 監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。
- 6 監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。
- 7 監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第87号
令和8年1月20日

鬼北町議会議長 芝 照雄 様
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 程内 覺

定期監査の実施結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに鬼北町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに鬼北町監査基準第14条第1項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査、行政監査）
- 2 監査の実施日 令和8年1月15日
- 3 監査の実施場所 鬼北町役場本庁3階 委員会室1
- 4 監査の対象 危機管理課（令和7年度）
- 5 監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。
- 6 監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。
- 7 監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第95号
令和8年1月27日

鬼北町議会議長 芝 照雄 様
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 程内 覺

定期監査の実施結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに鬼北町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに鬼北町監査基準第14条第1項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査、行政監査）
- 2 監査の実施日 令和8年1月22日
- 3 監査の実施場所 きほくの里保育園、認定こども園さくら及び認定こども園ゆずっこ
- 4 監査の対象 きほくの里保育園、認定こども園さくら及び認定こども園ゆずっこ（令和7年度）
- 5 監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。
- 6 監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。
- 7 監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼北町議会議長 芝 照雄 様
鬼北町長 兵頭 誠亀 様
鬼北町教育委員会教育長 行定 洋嗣 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 程内 覺

定期監査の実施結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに鬼北町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに鬼北町監査基準第14条第1項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査、行政監査）
- 2 監査の実施日、実施場所及び対象

実施日	実施場所	対象（令和7年度）
令和8年2月5日	愛治公民館	愛治公民館、愛治連絡所
	好藤公民館	好藤公民館、好藤連絡所
	近永公民館	近永公民館
令和8年2月6日	泉公民館	泉公民館、泉連絡所
	日吉公民館	日吉公民館
	三島公民館	三島公民館、三島連絡所 三島簡易郵便局

- 3 監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。
- 4 監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。
- 5 監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第97号
令和8年2月19日

鬼北町議会議長 芝 照雄 様
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 程内 覺

定期監査の実施結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに鬼北町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに鬼北町監査基準第14条第1項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査、行政監査）
- 2 監査の実施日 令和8年2月16日
- 3 監査の実施場所 鬼北町役場本庁3階 委員会室1
- 4 監査の対象 町民生活課 ※税務分除く（令和7年度）
- 5 監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。
- 6 監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。
- 7 監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第103号
令和8年2月24日

鬼北町議会議長 芝 照雄 様
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 程内 覺

定期監査の実施結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに鬼北町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに鬼北町監査基準第14条第1項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査、行政監査）
- 2 監査の実施日 令和8年2月20日
- 3 監査の実施場所 鬼北町役場本庁3階 委員会室1
- 4 監査の対象 出納室（令和7年度）
- 5 監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。
- 6 監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。
- 7 監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第104号
令和8年2月24日

鬼北町議会議長 芝 照雄 様
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 程内 覺

定期監査の実施結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに鬼北町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに鬼北町監査基準第14条第1項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査、行政監査）
- 2 監査の実施日 令和8年2月20日
- 3 監査の実施場所 鬼北町役場本庁3階 委員会室1
- 4 監査の対象 議会事務局（令和7年度）
- 5 監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。
- 6 監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。
- 7 監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。